

令和 7 年第 6 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 6 月 26 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

| 議席番号 | 氏 名   | 議席番号 | 氏 名    |
|------|-------|------|--------|
| 1 番  | 大崎 和生 | 2 番  | 服部 猛   |
| 3 番  | 平手 秀夫 | 4 番  | 櫻井 吉美  |
| 5 番  | 丹下 和行 | 6 番  | 永井 八千代 |
| 7 番  | 加島 由隆 | 8 番  | 家田 里美  |
| 9 番  | 大谷 典央 | 10 番 | 春田 美智代 |
| 11 番 | 澤田 彰俊 | 12 番 | 近藤 昌弥  |
| 13 番 | 後藤 恵美 | 14 番 | 石田 豊   |
| 15 番 | 堀田 泰樹 | 16 番 | 伊藤 英樹  |
|      |       | 18 番 | 三井 啓司  |
|      |       |      |        |

欠席委員

|      |        |      |      |
|------|--------|------|------|
| 17 番 | 伊藤 弥寿夫 | 19 番 | 関戸 梓 |
|------|--------|------|------|

【事務局】出席者

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 局 長 | 長崎 倫典 | 主 幹 | 川口 善徳  |
| 主 任 | 大橋 崇史 | 主 事 | 大崎 菜々子 |

【農務課】出席者

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 主 幹 | 廣瀬 信博 | 主 任 | 永井 勇気 |
|-----|-------|-----|-------|

午後 2 時 00 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、令和 7 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、伊藤弥寿夫委員、関戸梓委員の 2 名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。なお、この後の会議につきましては着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

それではただいまから、令和 7 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 17 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 4 番櫻井 吉美委員及び 5 番丹下 和行委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に農業ができるため、母親から譲り受け継承するものです。

381 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培、個人で年間 60 日、世帯で 300 日農業に従事する計画となっております。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、以前より申請地を借りて耕作を続けていたことから、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。

受人は現在 754 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 60 日、世帯では 240 日農業に従事する計画となっております。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は近隣に自宅があり、効率的に農業ができるため、父親から譲り受け継承するものです。

225 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

申請地は隣り合う 4 筆で、受人の自宅近辺に位置することから、効率的に農業ができるため、まとめて所有権移転をするものです。

受人は現在 9,882 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

一部土地については、登記地目は宅地ですが、現況は田となっております。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,786 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 230 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は中国国籍で永住者です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,706 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日農業に従事しています。

番号 7 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 1,885 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 60 日、世帯では 150 日農業に従事しています。

4 ページをお願いいたします。

番号 8 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

一部土地については、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は近隣に自宅があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 1,880 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 600 日農業に従事しています。

番号 9 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 461 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 60 日、世帯で年間 180 日農業に従事しています。

番号 10 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人自宅の近隣にあります。元々申請地の隣地で農機具店を営んでいたが廃業し、農業に関心があることからその隣地を取得するものです。

228 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培、個人で年間 200 日、世帯で 400 日農業に従事する計画となっております。

番号 11 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 25,666.20 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 230 日、世帯で年間 690 日農業に従事しています。

番号 12 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自宅があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 9,407 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 100 日、世帯で年間 400 日農業に従事しています。

5 ページをお願いいたします。

番号 13 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は地積が狭小<sup>きょうしょう</sup>であるが受人所有地に隣接しており、効率的に農業ができるため、取得するものです。

受人は現在 2,780 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 200 日、世帯で年間 400 日農業に従事しています。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 13 件、移動の土地は、田 12 筆 8,134 m<sup>2</sup>、畑 12 筆 3,157.78 m<sup>2</sup>、宅地 1 筆 567 m<sup>2</sup> 合計 25 筆 11,858.78 m<sup>2</sup>です。

以上 13 件のうち、番号 1 番から 13 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7 ページをお願いします。議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同法第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。それでは議案の説明に移ります。

8 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、自己用住宅を建築します。

農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、分家住宅を建築します。

農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

続きまして 8 ページの総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は、2 件 転用の土地 畑 2 筆 764 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 764 m<sup>2</sup>です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10 ページをお願いします。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。地目は山林ですが、現況は農地利用しているため農地法の規制がかかっています。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、通路を設置します。農地区分は第 2 種農地で宅地 484.12 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、残土置き場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

続きまして、13 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地で宅地 188.40 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、資材置場及び駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 17 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 18 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、車両置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 19 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、資材置場及び駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 20 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 21 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 22 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

14 ページをお願いします。

5 条の申請件数は、22 件 転用の土地 田 11 筆 6,085 m<sup>2</sup> 畑 15 筆 5,318 m<sup>2</sup> 山林 2 筆 265 m<sup>2</sup> 合計 28 筆 11,668 m<sup>2</sup>です。

以上 5 条申請 22 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。 以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案 に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

賃借権の設定は 29 筆、使用貸借権の設定は 14 筆です。

貸借期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 43 筆です。

20 ページ総括表をお願い致します。

田 32 筆 25,450 m<sup>2</sup> 畑 11 筆 9,826 m<sup>2</sup> 合計 43 筆 35,276 m<sup>2</sup>になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、後藤恵委員、石田豊委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 33 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について を議題いたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 21 ページをお願い致します。

議案第 33 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地を朗読。賃借権の設定は 199 筆、使用貸借権の設定は 600 筆です。

案件多数のため、各委員で一覧をご確認いただき、疑問点がありましたら採決の際にご発言ください。

80 ページ総括表をお願い致します。

田 799 筆 396,878 m<sup>2</sup> 合計 799 筆 396,878 m<sup>2</sup> になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【服部委員】

30 ページなのですが、同じような地区内で、賃借料が 3,000 円の賃借権と 0 円の使用貸借権となっているのですが、この違いは何ですか。

【事務局】

農地中間管理機構が JA さんに委託して、JA さんが地域の実情に合わせて調整しているという聞いています。ただ、個別の事案については分かりかねますが、基本的には

3,000 円で調整していると聞いています。

利用集積ですので、条件の良いところも悪いところも両方耕作していただく必要がありますので、おそらく 0 円のところは条件が悪いのではないかと。たとえば水の出入りが良くないとか、土地の形状が良くないとか。そのような理由で 0 円になっているケースもあります。

もし、ここは特に理由が知りたいという場所がありましたら、後で JA の方に照会をかけますので、個別に対応させていただきたいと思います。

【櫻井委員】

ちょっと質問させていただきたいのですが、3,000 円っていう賃料なんですけど、分け方として、旧稲沢農協と旧稲沢市農協管内で言えば、旧稲沢市農協管内は賃料が 0 円なわけですよ。そもそも前提が違います。だから、この前も議案を見てたときに、「あれ、まだもらっているところがあるんだ」と思って、この前の和解の仲介で賃料を上げてくれという話が出たときに、それに付随して言えば、「なんでこんな話になるのかな」と僕は思ったんですよ。

で、その地区によって、全然、いまだに賃料をもらうところともらわないところがあるわけで、結局、僕らの旧稲沢市農協の管内で言えば、「耕作をやってもらっている」という感覚なんです。だから賃料は 0 円なんですよ。

ところが、旧稲沢農協の管轄で言えば、「うちの農地をオペレーターに預けてる。だから賃料をもらわんといかん」という感覚なんです。

もちろん、農地が耕作しづらいとか、そういう問題はあるんだろうと思うんですけど、そういう理由じゃないところも 0 円という状況になっていて、本来賃料がもらえるのであれば、もらいたいという人も旧稲沢市農協管内にはいると思うんですよ。

この見解を事務局にも聞きたいです。

【会長】

ちょっと今回の質疑は話が別の方向に行きますので、時間があれば別のところでやりたいと思います。この件に関して、他にありますでしょうか。

それでは質疑もないようですのでこれより採決いたします。なお、議事参与の制限により春田美智代委員、近藤昌弥委員、石田豊委員は採決に加わることはできませんのでよろしく願いいたします。

議案第 33 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 34 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 81 ページをお願いします。議案第 34 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。82 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

相続開始年月日は令和 7 年 2 月 12 日です。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

83 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

田 3 筆 834 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 406 m<sup>2</sup> 合計 4 筆 1,240 m<sup>2</sup> になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。議案第 34 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第 8 報告第 35 号「地域計画策定に係る協議について」を議題とします。市から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 84 ページをお願いします。

議案第 35 号地域計画策定に係る協議について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、次のとおり地域計画策定案を受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、地域計画の策定について説明させていただきます。

まず始めに資料のご確認をお願いいたします。見出しに地域計画変更内容と書いてあるものと、左上に参考様式第 5-2 号とあり見出しが地域計画と記載されているものがあることの確認をお願いします。お手元の資料が足りない方等がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

今回は、祖父江地区の地域計画の内容を一部変更いたします。内容については、地域計画変更内容に記載してあるとおりで、地域内の農業を担う者一覧に 1 経営体を追加いたします。具体的には祖父江地区の農業者が地域計画への位置付けを希望され、地域内で実施した協議の結果、同計画内への「地域内の農業を担う者一覧」に記載されることとなりました。

ついては、地域計画変更マニュアルに従い、地域内の農業を担う者一覧に経営体を追加する場合については、地域計画の変更をする必要がありますので、意見聴取させていただいております。

説明については以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですのでこれより採決します。議案第 35 号「地域計画策定に係る協議について」、異議ないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 9 報告第 18 号 現況証明願の報告についてから日程第 11 報告第 20 号農地法第 5 条の規定による許可の取下げの報告について まで一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 85 ページをお願いします。

報告第 18 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

86 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 43 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 39 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 17 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 28 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 44 年より工場敷地として利用しておりました。

つづきまして、87 ページをお願いします。

報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による届出の報告についてです。農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

88 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。

今月は所有権移転案件のみでございます。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

89 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 5 件 田 3 筆 316 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 816 m<sup>2</sup> 合計 5 筆 1,132 m<sup>2</sup>です。

90 ページをお願いします。

報告第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可の取下の報告について

農地法第 5 条の規定による許可の取下願が提出されたので報告する。

本日付け提出会長名でございます。

91 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

申請者からの申出により申請を取り下げるものです。

92 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 1 件 畑 2 筆 693 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 693 m<sup>2</sup>です。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了し

ました。これをもちまして、令和 7 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 30 分閉会

令和 7 年第 6 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 6 月 26 日 稲沢市産業会館 大会議室

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

4 番委員

櫻井 吉美

5 番委員

丹下 和行